スマートフォン プライバシー イニシアティブ 概要

~利用者情報の適切な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション~

平成24年8月

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

■ スマートフォンの急速な普及

平成23年度においてスマートフォンの国内出荷台数は2,417万台(携帯電話端末の総出荷台数の約57%) となり、平成23年度末の世帯普及率は約3割と1年前(約1割)の3倍となるなど急速に普及。

■ アプリケーションによる端末内の利用者情報へのアクセス

スマートフォンには行動履歴や通信履歴等の<u>様々な利用者情報が蓄積</u>。それらに対して<u>アプリケーション</u>がアクセスを行い、外部へ送信している場合があり、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭な場合もある。

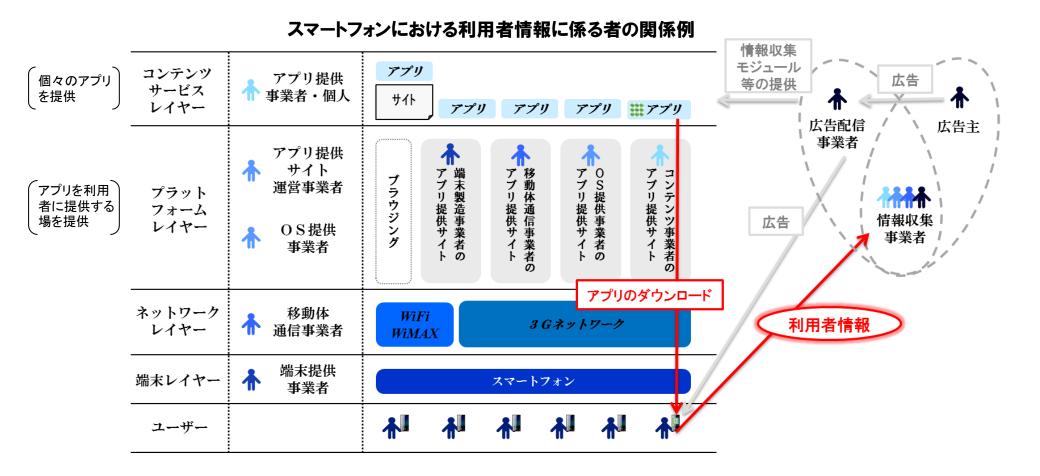
■ 利用者情報を十分な説明がないまま取得・活用するアプリも多く、利用者の不安が高まっている。

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ(案)」のとりまとめ

- 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による、スマートフォン市場の中長期的発展
- 利用者が安全安心にサービスを活用できるように、下記のようなスマートフォン・プライバシーに 関する包括的な対策を提案する。
 - ①アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者等を中心に、アプリケーション提供サイト 運営事業者・OS提供事業者、移動体通信事業者等のスマートフォンの関係事業者に広く適用 可能な「スマートフォン利用者情報取扱指針」を示す
 - 2第三者によるアプリ検証の仕組み等、指針の実効性を上げるための方策を提案
 - ③利用者リテラシー向上のための情報提供・周知啓発方策
 - 4国際連携の推進

スマートフォンサービスの構造

- スマートフォンにおいては、携帯電話事業者がインフラからコンテンツまでサービス全体を提供する従来の携帯電話と異なり、サービスのレイヤー(層)ごとに多様な事業者がそれぞれの役割を持ってサービスを展開。
 - ▶ スマートフォンに搭載されるオペレーティングシステム(OS)を提供する事業者は、一般にアプリ提供サイトの運営を行っており、端末開発、通信ネットワーク利用、アプリ提供、課金・認証等、各レイヤーに影響力を有している。
 - ▶ 広告配信事業者が提供する情報収集モジュールをアプリに組み込むことで、アプリケーション開発者が一定の対価を得、 さらに、その情報収集モジュールを通じ、利用者情報が情報収集事業者等へ送信される場合があると指摘されている。



スマートフォンにおける主な利用者情報

- 常に電源を入れてネットワークに接続した状態で持ち歩くスマートフォンは、PCに比べて利用者との結びつきが強く、利用者の行動履歴や通信履歴等の多種多様な情報を取得・蓄積することが可能
 - ➤ 電話番号及びアドレス帳で管理されるデータ、GPS等による高精度の位置情報

スマートフォンにおける主な利用者情報



スマートフォンにおける利用者情報の取得

	App Store	Google Play	Windows Phone Marketplace
アプリ提供サイトの 運営母体	Apple Inc.	Google Inc.	Microsoft Corporation
アプリ掲載に係る審査、ポリシー	アップル社による事前審査 ユーザーの事前の許可を得ずデータ がどこでどのように使用されるか情 報を提供せずに、アプリはユーザー に関する情報を送信してはならない	アプリ開発者と締結する契約(Developer Distribution Agreement)とアプリ掲載者の自己審査 アプリ開発者はユーザーのプライバシーと法的権利を守ることに同意する(法的に適切な通知と保護を行う必要)	マイクロソフト社による事前審査 アプリケーションが取得できる情報が限定されている上、使用目的、送信するデータの内容について事前にユーザーに許可を得る必要がある。
各OS搭載端末について アプリをダウンロード できるマーケット	App Storeのみ	デフォルトはGoogle Play(それ以外からはユーザーの承認が必要)。ただし、移動体通信事業者の判断によるカスタマイズも可能。	Windows Phone Marketplaceのみ
利用者情報の利用許諾画面の例	12:26 は現在の位置情報を 利用します。 よるしいですか? 許可しない OK	でする 19:12 アプリ 19:12	位置情報へのアクセスを許可しますか? 一部のアプリは、正常に機能するために位置情報を必要とします。自分の位置情報へのアクセスを許可しない場合は、(キャンセル)をタップしてください。今後、キュー内のアプリは更新されません。 アプリで位置情報が必要になるたびに、Microsoftは現在の位置に関する情報を収集して、位置情報サービスの提供とサービス強化のために使用します。この情報は、ユーザー個人を特定したりユーザーに連絡したりする目的で使用されることはありません。 許可 キャンセル

すべて見る ~

アプリケーションによる情報収集の実態と収集目的

スマートフォンによる利用者情報の収集目的は、一般にサービスの提供・向上や利用者の趣向に応じた広告の表示等とされているが、実際にどのように活用されているか必ずしも明確ではない。

アプリケーションによる情報収集の実態

【KDDI研究所による調査】

- 2011年8月に選定した980個のアプリについての分析
 - ▶ 558(56.9%)のアプリに、情報収集モジュール※が存在 (※)スマートフォンに蓄積された情報を収集する機能を持つ一連のプログラム。広告配信事業者等が提供し、アプリ作成者がアプリに組込む。
 - ▶ アンドロイドの利用許諾については、端末ID等に係るものが57.9%、位置情報(GPS)に係るものが26.4%に存在。
- 2011年12月-1月に400個のアプリの挙動解析を実施
 - ▶ 181個のアプリについて、契約者固有IDや位置情報を外部送信
 - ▶ うち、167個についてはアプリケーションにおける利用許諾がなく、情報の外部送信について説明が不十分

利用者情報の収集目的と活用状況

- アプリによる利用者情報の活用方法については、大きく分けて①~④のようなものが想定される。
 - ① アプリが<u>それ自体のサービス提供のために用いる場合</u>(利用者が情報を入力等しなくとも既存の情報を活用してすぐに利便性の高いサービスを利用することが可能となる場合も多い)
 - ② アプリ提供者が、アプリの利用状況等を把握することにより、<u>今後のサービス開発や市場調査のために用いる場合</u>
 - ③ スマートフォンの位置情報あるいは契約者固有ID等の利用者情報を情報収集事業者等が取得し、 広告サービス等に活用する場合又はその他の市場調査等の情報分析等に活用する場合
 - ④ 現段階では目的が明確ではないが、将来的な利用可能性等を見込んで利用者情報を取得する場合

利用者情報に係る諸外国の取組

- 米国においては、本年(2012年)2月、
 - ホワイトハウスが、消費者のオンライン・プライバシーを保護するため、消費者が自らの個人データに関して有する権利 を明らかにしたプライバシー権利章典を発表
 - カリフォルニア州司法長官が、プラットフォーム6社(アップル社、グーグル社、マイクロソフト社等)と、各事業者が運営 するアプリケーション提供サイト等においてスマートフォン等のアプリケーションに係るプライバシーの保護に取り組むこ とで合意
- 欧州においては、本年1月、EUの個人データ保護に関する1995年EUデータ保護指令を見直し、個人情報の一層の保護 の図るための「個人データ保護規則」案を公表

米 国



カリフォルニア州司法長官と

●「プライバシー権利章典」として、次 の7箇条を規定

プライバシー権利章典

- 1. 個人によるコントロール
- 2. 透明性
- 3. 経緯の尊重
- 4. 安全性
- 5. アクセスと正確性
- 6. 対象を絞った収集
- 7. 説明責任
- 今後、新しい権利章典に準ずる行動 規範を検討する予定。

プラットフォーム事業者との合意

- カリフォルニア州法「オンラインプラ イバシー保護法」で定める基準を各 事業者のアプリケーション提供サイト において遵守することに合意
 - ・アプリケーションについて明示的な プライバシーポリシーの提示
 - ダウンロード前に利用者がプライ バシーポリシーを確認できるように すること
 - ・収集する個人情報の種類・用途・ 提供先を示す

欧州



EUデータ保護指令の見直し (「個人データ保護規則」案)

- ●より強固な個人データ保護ルールの 整備
 - 個人データ保護に関する個人の権 利の強化(忘れられる権利)
 - -プライバシー・バイ・デザイン原則の 導入、データ保護官の任命義務
 - ・個人データ漏えい時の通知義務等
- データ保護に関するグローバルな課 題への対応
 - ・EU域内から域外の第三国への個 人データの移動に関するルールの 明確化•簡素化

等

スマートフォン利用者情報の性質・分類

1 利用目的による分類

- アプリ等がそれ自体のサービス提供のために用いる場合には利用者も簡便に利便性の高いサービスを 使えるなど直接的な受益があり、直感的に認識・理解しやすい場合が多い。
- アプリそれ自体のサービスに用いない場合は、利用者が一般の利用において想定しておらず、情報取得について認知しにくいため、より丁寧な説明が求められる。
- 目的が不明確なまま利用者情報を取得することは適切ではない。

2 個人情報保護法等の観点からの検討

- スマートフォンにおける利用者情報が個人情報となるかどうかは個別に検討が必要
- アプリ提供者、情報収集事業者等が<u>個人情報取得事業者となる場合、個人情報保護法の第15条以下の</u>規定が適用されることとなる。

個人情報

- ・スマートフォンからアプリ提供者、情報収集事業者等が取得する<u>利用者情報に個人識別性がある</u>場合
- ·他の情報と容易に照合し個人識別性を獲得する場合

個人情報取扱事業者

・スマートフォンからアプリ提供者、情報収集事業 者等が個人情報データベース等を事業の用に 供する場合

3 プライバシーの観点からの検討

- プライバシーについて一般的に規定した法律はないが、判例法理上、プライバシーは法的に保護されるべき人格的権利として承認されている。
- アプリ等はプライバシーに十分配慮し設計すべき(下記はプライバシーの侵害に該当する可能性がある)。
 - ①一般人の感受性を基準にして公表されたくない情報
 - ②本人の同意または正当な目的なしに
 - ③アプリ提供者又は情報収集モジュール提供者等が外部送信すること
- 青少年の保護:青少年の利用者情報の適切な取扱い、保護者の役割やリテラシーの向上への配慮
- 個人の行動の詳細な把握:利用者情報の統合・集積により、私生活を詳細に把握される可能性

スマートフォン利用者情報取扱指針の全体構造

- 利用者情報に係る利用者の不安解消は、一義的に関係事業者の役割と責任で、自主的に行うべき。
- 〇 業界団体未加入のアプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる指針を提示。各業界団体が 業界の実情を踏まえ、追加的事項を盛り込んでガイドラインを作成することも期待される。

【総論】 1 基本原則

- 2 適用対象
- 3 用語の定義
- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保

- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザイン

【各論】

1 アプリ提供者、情報収集モジュール提供者、広告配信事業者

(1)プライバシー・ポリシーの作成

▽ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成(簡略版も作成)

(記載項目)

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示

- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法*1,2
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問い合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続
- *1 同意取得等を要する利用者情報の取扱い(電話帳、位置情報等)
- *2 利用者情報の利用の中止、取得の中止等の方法について記載

(2)適切な安全管理措置

(3)情報収集モジュール提供者に関する特記事項

- ・ 利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置
- アプリケーション提供者へ①取得する情報の項目、②利用目的、③第三者提供の有無等について通知する。

2 関係事業者における取組み

- (1)移動体通信事業者・端末提供事業者:アプリ提供者の適切な取扱い支援・啓発活動、連絡通報窓口等
- (2)アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者: 同上、OSによる利用許諾がある場合の分かりやすい説明
- (3)その他関係しうる事業者:アプリケーション紹介サイトは有益な情報源となり得る

スマートフォン利用者情報取扱指針:基本原則

1 総論

●スマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するためには、関係事業者等が利用者情報を適切に取扱い、利用者のサービスへの信頼を確保することが必要。 (利用者に対して透明性の高い分かりやすい説明を行い、利用者関与の実質的な機会を確保する 等)

基本方針

1 透明性の確保

対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

2 利用者関与の機会の確保

関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。

3 適正な手段による取得の確保

関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。

4 適切な安全管理の確保

関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。

5 苦情・相談への対応体制の確保

関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。

6 プライバシー・バイ・デザイン

関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようにあらかじめ設計するものとする。

利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発 を行うものとする。

スマートフォン利用者情報取扱指針:各論①

- 2 各論①:アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組み
- 1 プライバシーポリシーの作成

下記の事項について明示するプライバシーポリシーを作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示またはリンクを張る(また、スマートフォンの画面上で容易に理解できるように、分かりやすい概要版を作成し掲示する)。

- **①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称**:アプリケーション提供者等の名称、連絡先等を記載する。
- ②取得される情報の項目:取得される利用者情報の項目・内容を列挙する。
- ③取得方法: 利用者の入力によるものか、アプリケーションがスマートフォン内部の情報を自動取得するものなのか示す
- ④利用目的の特定・明示 利用者情報を、アプリケーション自体の利用者に対するサービス提供のために用いるのか、それ以外の目的のために用いるのか記載する。広告配信・表示やマーケティング目的のために取得する場合には、その旨明示する。
- ⑤通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法 通知・公表の方法、同意取得の方法:プライバシーポリシー等の掲示場所や掲示方法、同意取得の対象、タイミング等について記載する。利用者関与の方法:利用者情報の利用を中止する方法等を記載する。
- **⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無** 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの組込みの有無を記載する。
- **⑦問合せ窓口** 問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス等)を記載する。
- **⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き** プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法等を記載する。(同意の範囲が変更される場合改めて同意取得)
- 2 適切な安全管理措置
- 3 情報収集モジュール提供者に関する特記事項:アプリ提供者へ取得する情報項目や目的等を通知
- 4 広告配信事業者に関する特記事項:アプリ提供者や情報収集モジュール提供者となる場合の対応、配慮原則等

スマートフォン利用者情報取扱指針:各論②

2 各論②:関係事業者における取組み

1 移動体通信事業者(端末提供事業者)

- 〇スマートフォン販売時等に、既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知する。 (例えば、従来の携帯電話との違い、セキュリティやプライバシー上留意すべき点等の周知等)
- ○移動体通信事業者等のアプリ提供サイト
 - ・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。
 - ・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。 アプリ提供者や情報収集モジュール提供者等に対し、啓発活動を進める。
- ・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置する。
- 〇リテラシーに応じたスマートフォンのサービス設計や周知を端末提供事業者との協力も考慮しつつ検討する。

2 アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者

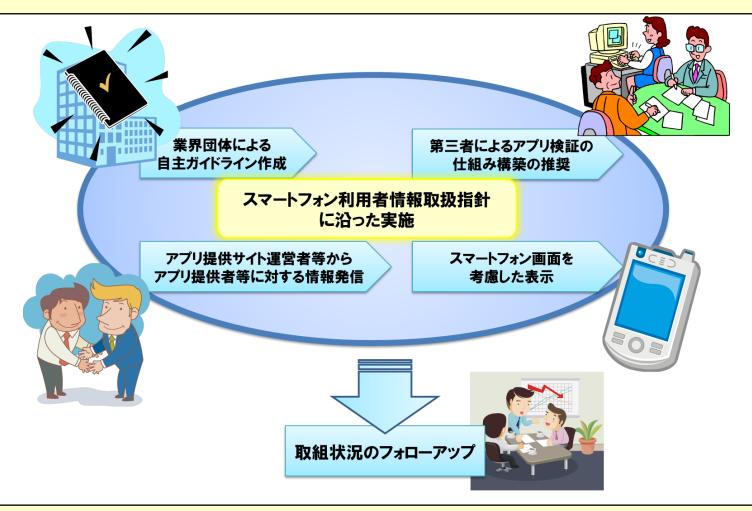
- アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。
- ・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。 アプリ提供者や情報収集モジュール提供得者等に対し、啓発活動を進める。
- 説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置する。
- ・OSによるパーミッションがある場合、利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続する。
- (目的に応じ注意すべき利用許諾等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討する)

3 その他関係しうる事業者

・独自の基準に基づきアプリの推薦等をしているアプリ紹介サイトは利用者がアプリを選択する上での有益な情報源となる場合がある。アプリケーション紹介サイト等関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や情報取得の方法が適切でないアプリが判明した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組みを協力して進めることが期待される。

指針の実効性向上のための取組

「スマートフォン利用者情報取扱指針」については、関係事業者等が直接参照して適切な対応を行うほか、以下のような実効性向上のための取組が考えられる。



- <u>事業者・業界団体自身による取組状況のフォローアップと公表</u>
- ー 本指針を踏まえた事業者・業界の取組状況をICT諸問題研等の場において一定期間後にフォローアップ
- 新たな技術・サービスへの柔軟な対応

利用者に対する情報提供・周知啓発の在り方

- スマートフォンは、青少年から高齢者まで、誰もが安心して使いやすいものであるべき
- → 関係事業者等は、必要な情報の提供等できるだけ努力し、利用者リテラシーの向上を図ることが必要

誰が

基本方針

アプリ/情報収集モジュール提供者、OS、アプリ提供サイト運営者、携帯キャリア、端末事業者、広告事業者等

誰に 利用者一般、特に青少年(保護の視点から)、高 齢者(利用支援の視点から) いかけ 利用者の視点から、分かりやすく平易・明確な表現で

何を

スマートフォンの特性・サービス構造、利用者情報の取扱いの現状・注意事項、情報セキュリティ対策青少年・高齢者に必要な情報

具体的取組

事業者側

アプリ提供者、 情報収集モジュール提供者

プライバシーポリシー等を分かり やすい表現で情報提供等

アプリ提供サイト運営者、 OS提供事業者

アプリ提供者への啓発、ポップ アップ等利用者が認識できる手 段の提供等

移動体通信事業者等

契約者における分かりやすい資料での説明、リテラシーに応じた説明等

セキュリティベンダ等

マルウェアアプリ等 に関する注意喚起等

業界団体

分かりやすい資料 の検討、HPへの掲 載、消費者団体等 への講師派遣等

利用者側

消費者団体等

一般向け講座への 講師派遣、無料アプリに関する仕組み の注意喚起等

教育関係者、保護者

講演会、研修会等の機会を通じた関係情報の共有

玉

- ・ 政策パッケージ「スマートフォン安全安心 プログラム」(仮称)のとりまとめ
- 自治体、教育関係者・保護者、関係事業者・団体等と連携による周知啓発等

一定期間後のフォローアップ、適切な対応

国際連携の推進

- スマートフォンにおいて、プラットフォームやアプリケーション提供はグローバルに展開され、そのプライバシー問題は国際的な政策課題。また、その解決には多様な事業者の連携が極めて重要
 - → 利用者情報の適正な取扱いを効果的に確保するためには、国際的連携を進めることが重要

1. 先進国間での二国間・多国間連携の推進

- 米国・EU各国との二国間連携
 - 米国:インターネットエコノミー 日米政策協力対話等
 - > EU各国: 定期協議等
- OECD等における多国間協議への貢献
 - → 基本認識や各国の取組を共有 関係事業者の行動規範の国際的調和へ

3. 民間団体間の国際連携の推進

- 青少年保護の観点からのプライバシーに 関する課題等について、民間団体同士の 連携を推進
 - → 課題やベストプラクティスの共有

2. 国際機関等を活用した普及啓発・情報共有

- 国際電気通信連合(ITU)及びアジア太平 洋電気通信共同体(APT)等におけるワークショップやシンポジウム等の活用
- → 新興諸国に対しても、プライバシーに関する課題の所在や対応策等について課題や対応策の共有や普及啓発を図る
- → 必要に応じ政策協調や国際標準化議論

4. スマートフォンに関する我が国の取組みの発信

- 国内の関係する提言等(本提言、スマートフォン・プライバシー・ガイド、安心協スマートフォン利用作業部会報告書等)を英文化し、海外へ情報発信
 - → 政策協調や関係事業者行動規範の 国際的調和

<u>※安心協:安心ネットづくり促進協議会(会長:堀部政男一橋大学名誉教授)</u>